

令和元年台風第19号による被災者に係る一部負担金の免除基準

長野県医師国民健康保険組合

1 対象者 … 「(1)」及び「(2)のいずれか」に該当する被保険者

- (1) 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者
- (2) ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした被保険者
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した者
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

※県内の災害救助法適用市町村（令和元年11月1日現在、43市町村）

市	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
町	小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、辰野町、木曾町、坂城町、小布施町、山ノ内町、飯綱町
村	川上村、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、原村、宮田村、麻績村、生坂村、筑北村、高山村、木島平村、野沢温泉村、栄村

2 免除対象となる一部負担金

令和元年10月12日から令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 申請方法

「国民健康保険 一部負担金免除申請書」に関係書類を添付し、組合員（第一種・特別・第二種）が申請する

4 免除の決定

理事長は前項の申請を受けたときは、理事会の決議を経て認否を決定し、一部負担金免除（該当・非該当）決定通知書により申請者に通知する

5 還付について

一部負担金の免除決定を受けた被保険者は、免除期間中に保険医療機関等に一部負担金を支払った場合、「一部負担金還付申請書」に領収書を添付し、組合員（第一種・特別・第二種）が申請することにより、当該一部負担金相当額の還付をうけることができる